

議案第 58 号

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例の一部を改正する条例

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例（平成 18 年渋川市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ヘリポート」を「渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）」に改める。

第 3 条中「渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）」を「ヘリポート」に改める。

第 4 条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改める。

第 7 条中「立ち入ってはならない」を「、立ち入ってはならない」に改める。

第 13 条中「、利用の許可を受けたときは」を削る。

第 19 条第 2 項中「とする。」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区分	使用料
最大離陸重量が 1 トン以下の機種	1 回につき 1, 040 円
最大離陸重量が 1 トンを超え 3 トン以下の機種	1 回につき 1, 570 円
最大離陸重量が 3 トンを超え 6 トン以下の機種	1 回につき 2, 090 円
最大離陸重量が 6 トンを超える機種	1 回につき 2, 090 円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり 1, 570 円を加算し

注 最大離陸重量が6トンを超える機種が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用を届け出た者又は利用の許可を受けている者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 航空交通の用に供するため、<u>渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート</u>（以下「ヘリポート」という。）を設置する。</p> <p>（管理） 第3条 <u>ヘリポート</u>は、市長が管理する。</p> <p>（利用の届出等） 第4条 （略） 2 （略） 3 市長は、<u>前項</u>の許可をする場合において、ヘリポートの管理上必要な条件を付することができる。 4 （略）</p> <p>（立入りの制限） 第7条 着陸帯その他市長が定める制限区域（以下「制限区域」という。）には、次に掲げる者を除き、<u>立ち入ってはならない</u>。 （1）～（3） （略）</p> <p>（使用料） 第13条 利用者は_____、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>（過料） 第19条 （略） 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円_____）以下の過料に処することができる。 3 （略）</p>	<p>（設置） 第1条 航空交通の用に供するため、<u>ヘリポート</u>を設置する。</p> <p>（管理） 第3条 <u>渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート</u>（以下「ヘリポート」という。）は、市長が管理する。</p> <p>（利用の届出等） 第4条 （略） 2 （略） 3 市長は、<u>前2項</u>の許可をする場合において、ヘリポートの管理上必要な条件を付することができる。 4 （略）</p> <p>（立入りの制限） 第7条 着陸帯その他市長が定める制限区域（以下「制限区域」という。）には、次に掲げる者を除き<u>立ち入ってはならない</u>。 （1）～（3） （略）</p> <p>（使用料） 第13条 利用者は、<u>利用の許可を受けたときは</u>、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>（過料） 第19条 （略） 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円<u>とする。</u>）以下の過料に処することができる。 3 （略）</p>

別表（第13条関係）

区分	使用料
最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき <u>1,040円</u>
最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき <u>1,570円</u>
最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき <u>2,090円</u>
最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき <u>2,090円</u> に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり <u>1,570円</u> を加算した額

注 最大離陸重量が6トンを超える機種の6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。

別表（第13条関係）
着陸のための使用料

区分		金額
着陸料	最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき <u>1,000円</u>
	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき <u>1,500円</u>
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき <u>2,000円</u>
	最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき <u>2,000円</u> に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり <u>1,500円</u> を加算した額

注 最大離陸重量が6トンを超える機種の6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。